

こども性暴力防止法に係る通知及び要対応事項等

1 こども性暴力防止法に係る通知

	国通知		県通知
	通知日	通知名	通知日
1	こ 支 総 第 11 号 デ 国 第 16 号 令和 8 年 1 月 15 日	こども性暴力防止法に基づく事務手続に必要となる G ビズ I D の事前取得について（依頼）	令和 8 年 3 月 2 日 事務連絡
2	こ 支 性 第 1 号 令和 8 年 4 月 10 日	こども性暴力防止法の施行に向けた学校設置者等の事業者情報の一括登録（まとめ登録）について（依頼）	（政令中核市あて） 次 育 第 1257 号 令和 8 年 5 月 1 日 （政令・中核市以外） 次 育 第 1257 号 令和 8 年 5 月 14 日
3	こ 支 性 第 25 号 デ 国 第 528 号 令和 8 年 5 月 22 日	こども性暴力防止法に基づく事務手続に必要となる G ビズ I D の事前取得について（再周知）	—
4	—	こども性暴力防止法施行前に事業者が整備・対応すべき事項の周知について（依頼）	次 育 第 1412 号 令和 8 年 5 月 26 日
5	こ 支 性 第 63 号 令和 8 年 7 月 8 日	こども性暴力防止法における施行時現職者の犯罪事実確認書の交付申請の分散方法について（依頼）	次 育 第 1986 号 令和 8 年 7 月 17 日

※事業者において対応が必要とされている通知のみ記載

2 こども性暴力防止法に係る依頼事項

（1）G ビズ I D の取得【期限：令和 8 年 4 月末】

- こども性暴力防止法に基づく全ての手続きは、「こまもろうシステム」（こども性暴力防止法関連システム）を通じてオンライン上で行うこととなります。
- こまもろうシステムの利用登録には、デジタル庁が発行する「G ビズ I D」を用いてログインすることが求められます。

（2）こまもろうシステムへの事業者情報の一括登録【期限：令和 8 年 6 月、7 月】

- こども性暴力防止法が施行される令和 8 年 12 月 25 日から直ちに犯罪事実確認の手続を行うことができるよう、事前に取得した G ビズ I D を含めた事業者情報をこまもろうシステムにまとめて登録します。
- 一括登録（まとめ登録）以降、令和 8 年 10 月までを目途に、登録情報に係るこども家庭庁からの確認・問合せに適宜ご対応いただくこととなります。

(3) こども性暴力防止法施行前に事業者が整備・対応すべき事項への対応について

- 前項までのシステム登録のほか、犯罪事実確認・防止措置、安全確保措置、情報管理措置、その他研修受講による理解促進等について対応いただく必要があります。
- こども家庭庁ホームページにおいて、「義務対象事業者用準備ガイド」が示されましたので、こちらを参照しながら対応をお願いします。

(4) こども性暴力防止法における施行時現職者の犯罪事実確認書の交付申請の分散方法について

- こども性暴力防止法における施行時現職者の犯罪事実確認は、都道府県ごとに時期を分けて行います。
- 7月17日にお知らせしたスケジュールに沿って、従業者の犯罪事実確認の手続きを進めていただく必要があります。